

拡幅整備の注意事項

拡幅整備の目的は、後退用地および隅切り用地を協議図に従い、通行上支障のない道路形態に整備し、道路後退位置を確定させることです。拡幅整備にあたり下記の注意事項を遵守してください。

- ※ 申請敷地のレベルが高すぎたり、低すぎたりして拡幅整備後の道路レベルに対し著しい段差が生じるケースがありますので、建築の設計・施工の際には十分に注意して下さい。なお、拡幅整備後の道路レベルについて、不明な点等がありましたら区担当まで相談ください。
- ※ 敷地分割がなされている分譲敷地等の場合、一体的な拡幅整備の施工による工事・測量に係る経費の効率化、近隣への配慮、拡幅工事後の出来栄え・仕上り等のために原則、分割前の敷地全体での拡幅整備(同時施工)でお願いしておりますので、ご協力のほどお願いします。
その場合、拡幅整備が都合により、申請地側の外構工事が先行する場合については、書類提出後に申請地の後退部分と道路の高さの取り合いについて、現地で打ち合わせいたします。
- ※ 道路後退部分(区道、区管理道路)に面して設置されている既設標示物(杭、みかげ石、プレート等)の復旧位置が、拡幅整備後に道路上となる場合は、歩行者の躓き防止のため、原則、鋏などで復旧させていただきます。
- ※ 道路後退部分の塀(共有塀含む)、塀基礎、よう壁、土間等の工作物は全て撤去してください。止水栓、メーター等、樹木等についても事前に敷地内へ移設または撤去してください。また、新たにガス、水道、下水施設整備等を計画した場合は、区の拡幅整備前までに引込み工事を完了させてください。
- ※ 道路後退部分は、新設及び既設のガス・水道の供給管・排水管等設備管の深さを道路面よりも70cm以上深く埋設して頂き、浅い場合は配管を切り回す等深くする処理をしてください。道路管理上、事故発生の原因になるため浅い場合は着工延期または工事中止となります。なお、汚水桝を新設する場合は道路の高さや車両動線等を考慮の上、道路後退部分に設置してください。
- ※ 道路後退敷地の前面にある電柱・街路灯及び道路標識等は、それぞれの管理所管と調整の上、拡幅整備に合わせて真後ろ(後退方向)に移設します。隅切り付近については、隅切りを外した場所へ移設します。建築計画等の都合により任意の位置へ移設を望まれる場合は、建築主等からの移設依頼となるため、管理所管へ直接お問い合わせ下さい。
なお、建築主及び土地所有者が電柱等の移設を希望されない場合は、拡幅整備をお断りさせていただく場合がございます。
- ※ 拡幅整備後の道路形態(例:L形側溝の有無など)の希望については、道路の水勾配の確保等の理由により、希望に添えない場合があります。
- ※ 助成金、奨励金の交付を受けた場合は、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは、最寄の税務署にお問い合わせください。

上記の注意事項以外に不明な点等がありましたら区担当者までご相談ください。